

理 由 書

三大都市圏の特定市における市街化区域内農地について、都市計画上の位置付けとして「保全する農地」と「宅地化する農地」に区分する生産緑地法が改正され、本市においても平成4年11月24日に175地区約82.76haの生産緑地地区を指定し、良好な都市環境の向上に努めてきたところです。

しかしながら地区番号22・西佐津間二丁目D生産緑地地区については、主たる農業従事者の死亡により「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（廃止）するものです。

地区番号25・南佐津間C生産緑地地区については、生産緑地指定後30年経過に伴い「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（廃止）するものです。

地区番号92・南初富三丁目B生産緑地地区については、主たる農業従事者の死亡により「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（廃止）するものです。

地区番号104・東初富三丁目C生産緑地地区については、主たる農業従事者の死亡により「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（一部廃止）するものです。

地区番号111・東道野辺一丁目A生産緑地地区については、生産緑地法第3条第1項第3号の指定要件を満たさなくなり、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（一部廃止）するものです。